

解を得られるとお思いでしようか。

第二に、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を四選挙区で一ずつ減少させることがあります。

なお、改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める規定などの公職選挙法の改正規定については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(有田芳生君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

本法案は、昨年成立した小選挙区制の維持を前提に定数を十削減する衆議院選挙制度関連法に基づいて六県の小選挙区と四ブロックの比例定数を削減し、政府の衆議院議員選挙区画定審議会勧告に沿った小選挙区の区割りを改定するものであります。

まことに、定数削減について聞きます。

今回、東日本大震災で大きな被害を受けた東北ブロックが一減、小選挙区も青森県、岩手県が一減となります。岩手県では沿岸部の岩手三区が二分され、それぞれ隣の選挙区と統合され、選挙区が閉ざされる、復興にマイナスになりかねないと述べ、仮設で暮らす住民の方も、被災地の事情を分かってくれる地元議員がいなくなれば復興は更に遅れてしまうと述べています。

総務大臣、定数削減に対する被災地からのこうした声に、どう受け止められますか。

○国務大臣(高市早苗君) 今回の改正法案におき

ましては、小選挙区の定数において一減となる県の中に東日本大震災等の被災地が含まれていることは承知しております。被災地の支援につきましては、それぞれ選出選挙区に限りなく全ての国

会議員の皆様方そして政府が被災地の皆様のお声にしっかりと耳を傾け、対策に取り組んでこられたと承知をしておりますので、このような取組を続けていくことは大切だと考えております。

この衆議院小選挙区の定数削減及び六減県の決定方法につきましては、平成二十八年五月に議員立法によって成立した衆議院選挙制度改革関連法において規定されており、この法律に基づいて今

回法律案を提出しているものでございます。

各都道府県への小選挙区の定数配分の方法も含め、衆議院の選挙制度の在り方につきましては、議会政治の根幹に関わる重要な問題でございます。

○山下芳生君 定数削減によって切り捨てられるのは主権者、国民の声です。それはまた国民、国会の政府監視機能を低下させるという大きな弊害も生みます。今回、我が国の男子普通選挙制度始まり以来最少の定数に削減したことを、改めてこの場で厳しく批判をしておきたいと思います。

次に、区割りの改定について聞きます。

今回の区割りの改定は十九の都道府県、九十七の選挙区に及び、これまで最大となります。こ

れによって様々な不合理が生じることになります。例えば、市区町村内で分割、分断される自治体が、これまでの八十八から百五に増えます。区

割り番の知事意見には、住民に戸惑いが生じてお

り、選挙時にも候補者が分かりにくく、選挙への関心が持てないといった弊害が生じている、北海

道。分断後初めて行われた選挙において投票率の低下や無効票の増加という傾向が見受けられた、

長崎県などの指摘がありました。

大臣、知事意見にも見られる有権者の戸惑い、投票率の低下、どう認識されているでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 衆議院選挙制度改革関

連法においては、各選挙区の人口に関する、次回の見直しまでの五年間を通じて人口較差が二倍未満となるよう、平成二十七年国勢調査による日本国民の人口に加えまして、平成三十二年見込み人口においても較差を二倍未満とすることが求められました。この結果、相当数の選挙区の改定の必要が生じましたことから、今回の区割り改定案の勧告では十九都道府県、九十七選挙区において改定を行うということとなりました。

今後、政府としては、勧告に基づく区割り改定法案成立の曉には、区割り改定の趣旨や内容を十分御理解をいただくということはもとより、特に選挙区の変更について選挙人始め関係者に混乱が生じることのないよう、きめ細かく周知啓発を行ってまいります。

○山下芳生君 不合理なことのもう一つ、紹介したいと思いますが、今回の区割り改定によつて、市區町村が丸ごと小選挙区間を移動するケースも生まれます。

資料一枚目に配付しておりますけれども、大阪では一区、二区、四区が見直しの対象となります。人口較差を是正するために大阪市東成区が四区から一区へ移動します。その代わりに生野区が一区から二区へ移動することになります。行政区がまるで玉突きのようく選挙区を移動すると。市議時代から生野区を地盤としていた自民党現職の衆議院議員の関係者の方は、えらいことだと、本人が選挙区を変わるためにいらないとショックを受けた様子と報じられておりますけれども、私は、この議員候補もショックでしうけれども、

いただくことはもとより、特に選挙区の変更については選挙人始め関係者の皆様に混乱が生じることのないよう、きめ細かく周知啓発を図つてまいります。

○山下芳生君 なかなかかみ合わないんですけれども。今大臣から、地勢それから経済的、社会的大エリアという趣旨のことをおっしゃいましたけど、全く関係ない選挙区にどんどんなつていつて

いるというものが実態であります。私は、こういう不合理は小選挙区制が続く限りなくならないと言わなければなりません。

二〇二〇年の国勢調査を踏まえて、定数配分によるところにあります。ですから、五年後には更に大幅な区割りの変更が見込まれております。選挙のたびに、少なくない有権者が不自然な選挙区変更を強いられることになります。今回で三度目の区割りの変更ですけれど

○国務大臣(高市早苗君) 平成二十八年五月に議員立法で成立した衆議院選挙制度改革関連法においては、平成二十七年日本国民の人口だけではなく、平成三十二年見込み人口においても較差を二倍未満とすることとされました。

これを踏まえて、平成二十八年十二月に衆議院選挙区画定審議会が決定した区割り改定案の作成方針におきましては、選挙区の改定に当たつては、市区町村の区域は分割しないことを原則とするとしており、一定の分割基準に該当する場合のみ市區町村を分割するということになつております。

今後、政府としては、選挙区の改定に当たつては、市区町村の区域は分割しないことを原則とす

るとしており、一定の分割基準に該当する場合のみ市區町村を分割するということになつております。

今回の区割り改定案の勧告は、いずれもこの作成方針によって、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して、衆議院議員選挙区画定審議会の判断に基づき作成されたものです。政府としましては、この衆議院選挙制度改革関連法の規定に基づいて、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告の内容どおり、そのまま小選挙区を改定する法案を提出させていただきました。

今後、区割り改定の趣旨や内容を十分理解していただきことはもとより、特に選挙区の変更については選挙人始め関係者の皆様に混乱が生じることのないよう、きめ細かく周知啓発を図つてまいります。

○山下芳生君 なつかなかみ合わないんですけれども。今大臣から、地勢それから経済的、社会的大

エリアという趣旨のことをおっしゃいましたけど、全く関係ない選挙区にどんどんなつていつて

いるというものが実態であります。私は、こういう不合理は小選挙区制が続く限りにならないと言わなければなりません。

二〇二〇年の国勢調査を踏まえて、定数配分によるところにあります。ですから、五年後には更に大幅な区割りの変更が見込まれております。選挙のたびに、少なくない有権

者が不自然な選挙区変更を強いられることになります。今回で三度目の区割りの変更ですけれど

も、何回変更してもこの人口較差の問題は続く

と、これなくなりません。これは、小選挙区制が元々投票権の平等という憲法の原則とは矛盾する制度だということを示していると言わなければなりません。

そのことを指摘しておいて、次に、憲法が求めた投票権の平等は、選挙区間の人口較差是正にとどまらないと思います。そもそも選挙制度といふのは民主主義の根幹でありますので、その根本は国民の多様な民意を正確に議席に反映させることにあります。ところが、現行制度は民意の反映が著しくゆがめられる制度となっています。

資料二枚目に、これまでの小選挙区選挙における第一党の得票率と議席占有率を示しました。直近四回の総選挙では、第一党が四割台の得票で七割から八割の議席を獲得しております。一方、約半数の投票がいわゆる死に票となつております。ここに私は小選挙区制の最大の問題があると思いますが、大臣、小選挙区制がもたらすこの民意と議席の乖離、放置できない死に票となつております。○國務大臣(高市早苗君) 現行の衆議院の選挙制度であります小選挙区比例代表並立制は、選挙や政治活動を、個人中心の仕組みから政策本位、政党中心の仕組みに転換するということを目指して、長年にわたる政治改革の議論を経て、平成六年に導入されました。

小選挙区制につきましては、第八次選挙制度審議会の答申などによりますと、長所としては、政権の選択についての国民の意思が明確な形で示される、政権交代の可能性が高い、そして短所としては、選挙区ごとの票の動きが激しい、少數意見が選挙に反映されにくいなどが挙げられております。

いずれにしましても、選挙制度の在り方につきましては、議会政治の根幹に関わる重要な問題でございますので、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。

○山下芳生君 選挙をやるたびに短所の方が、弊害が顕著になつてきてていると言わなければなりません。

せん。

小選挙区制がもたらす民意と議席の乖離が政治に何をもたらしているか。私は、民意と懸け離れた政権の暴走が起つてゐると思います。

資料二枚目に、安倍政権の主要政策に関する世論調査を幾つか並べました。秘密保護法、安保法制、原発再稼働、これいずれも国民の多数意見は反対でありました。それが、国会では数の力で強行されたわけです。その根底には、小選挙区制によつて獲得した多数議席があると言わなければなりません。

自民党について少し数字を紹介しますと、結党直後の一九五八年の総選挙で、有権者全体に対する自民党的得票割合、絶対得票率は四四・一七%であります。それが、二〇一四年の総選挙では、一六・九九%になつております。自民党安倍政権は、有権者全體の一七%の支持で獲得した多数議席の下で、国民の反対を押し切つて安保法制などを強行していると、まさに小選挙区制の害悪を明白に示すものだと言わなければなりません。

大臣に伺いますが、小選挙区制が民意と懸け離れた政権の暴走を生み出す基盤となつてゐる、そういう自覚はおありですか。

○國務大臣(高市早苗君) 先ほど申し上げておりますとおり、確かに、小選挙区制であれ中選挙区制であれどのような選挙制度を選択したとしても、それぞれ弊害が指摘されてきたところでございます。一方で、メリットも指摘されてきたところがござります。

国民の皆様は選挙の機会を通じて政権を選択し、そしてまた、争点というものはその時々の選挙に応じて有権者の方々が決めるものだと私は考えますけれども、そこで政権を選択する権利をお持ちであると思います。いずれの選挙制度であつても、これは議会政治の根幹に關わることでござります。

きまして、総務省の方から案を提示するといふことは、国会において御議論を進めていただくべき事柄だと考えております。

○山下芳生君 資料四枚目に、直近二回の総選挙について、仮に総定数を各党の比例得票率で配分したらどうなるか、試算をいたしました。注目してほしいのは、民意が完全に反映されたこういう議席配分なら、秘密保護法も安保法制も原発再稼働も、賛成推進勢力が国会の過半数を占めることはできないということです。

先ほどから言つているように、小選挙区制による虚構の多数によって政権の暴走が生み出されているというのは、私はこういうことを基に言つてゐるわけであります。先ほどから大臣は国会の内閣チェック機能ということが大事だとおっしゃいましたけれども、こういう中でどんどんどんどんチェック機能が人為的にゆがめられているという面を直視する必要があると思っております。

我が党は、現行制度の提案当初から、小選挙区制が民意の公正な議席への反映をゆがめ、比較第一党が虚構の多数を得ることで強権政治を推し進めようとするものだと批判してまいりました。民意と議席に著しい乖離を生み出す小選挙区制は廃止し、民意を反映する選挙制度へ抜本的に改革することを強く主張して、質問を終わります。

○委員長(有田芳生君) 他に御發言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(有田芳生君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

特に、国会は内閣をチェックしていくべきことですから、各党各会派で御議論をいただくべきことでござります。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

分に関わること、国会の在り方に関わることにつきまして、総務省の方から案を提示するといふことは、国会において御議論を進めていただくべき事柄だと考えております。

○山下芳生君 資料二枚目に、直近二回の総選挙について、仮に総定数を各党の比例得票率で配分したらどうなるか、試算をいたしました。注目してほしいのは、民意が完全に反映されたこういう議席配分なら、秘密保護法も安保法制も原発再稼働も、賛成推進勢力が国会の過半数を占めることはできないということです。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

○委員長(有田芳生君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこれにて散会いたします。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

衆議院議員選舉区画及審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第49号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条の改正規定中「第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一」に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改め、同条を「第十三条」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第十八条第一項ただし書中「又は」を「、又は」に改め、**同条第二項中「選挙管理委員会は」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、「數開票区を設け又は数町村」を「、又は数市町村」に、「を合せて一開票区」を「の全部若しくは一部を合わせて、開票区」に改める。**

「当百七十五条第五項中「規定により」の下に
「当該選挙の行われる」を加え、「を分けて數開
票区を設けた」を「(当該区域が二以上の選挙区
に分かれているときは、当該選挙区の区域)が
数開票区に分かれている」に改め、「選挙区」と
に」を削り、「(の開票区)の下に」「(当該選挙の行
われる市町村の区域が二以上の選挙区に分かれ
ているときは、当該市町村の選挙管理委員会が
選挙区ごとに指定する」の開票区)を加える。
第二条中公職選挙法別表第一の改正規定を次の
よう改める。

別表第一 北海道第一区の項及び北海道第二区の項を次のように改める。

本厅管内

北十三条西九丁目、北十三条西十

西南
区区

丁目、北十三条西九丁目、北十三条四十
西十二条目、北十四条西五丁目、北十
四条西六丁目、北十四条西七丁目、北
十四条西八丁目、北十四条西九丁目、北
十四条西十丁目、北十四条西十一丁
目、北十四条西十二丁目、北十四条西
十三丁目、北十五条西六丁目、北十五
条西七丁目、北十五条西八丁目、北十
五条西九丁目、北十五条西十丁目、北
十五条西十一丁目、北十五条西十二丁
目、北十五条西十三丁目、北十六条西
六丁目、北十六条西七丁目、北十六条
西八丁目、北十六条西九丁目、北十六
条西十丁目、北十六条西十二丁目、北
十六条西十二丁目、北十六条西十三丁
目、北十七条西七丁目、北十七条西八
丁目、北十七条西九丁目、北十七条西
十丁目、北十七条西十二丁目、北十七
条西十二丁目、北十七条西十三丁目

内	「」を削り、同表北海道第十二区の項を次のよう改める。
第十二区	北海見市
網走市	稚内市
紋別市	北海道宗谷総合振興局管内
第一区	北海道オホーツク総合振興局管内
第二区	別表第一青森県第一区の項から青森県第三区の項までを次のように改める。
第三区	弘前市
五所川原市	黒石市
つがる市	平川市
第三区	三戸郡
おいらせ町	東北町
第三区	六戸町
第三区	七戸町
第三区	八戸市
第三区	十和田市
第三区	上北郡
第三区	下北郡
第三区	東津軽郡
第三区	むつ市
第三区	青森市
第三区	野辺地町
第三区	横浜町
第三区	六ヶ所村
第三区	上北郡
第三区	下北郡
第三区	十和田市
第三区	上北郡
第三区	八戸市
第三区	七戸町
第三区	六戸町
第三区	東北町
第三区	おいらせ町

西津軽郡
中津軽郡
南津軽郡
北津軽郡

「白石市」を 太白区 第一区に属しない区域 に
改め、同表宮城県第四区の項を次のように改め
る。

第一四区
栃木市

(一番から十一番までを除く)、芝西二
丁目、芝塚原一丁目(一番及び四番を除
く)、芝塚原二丁目、大字伊刈、大字小
谷場、柳崎二丁目、柳崎三丁目、柳崎一
丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園
町、柳根町

富谷市
宮城郡
七ヶ浜町
利府町
黒川郡
大和町
大衡村
加美郡
別表第一宮城県第五区の項中「遠田郡」を
「牡鹿郡」

真岡市	下野市
芳賀郡	第一区に属しない区域
下都賀郡	
合支所管内	別表第一群馬県第一区の項中「渋川市赤城總
」を「渋川市北橋總	渋川市北橋行政センター管内」
に改める。	合支所管内」を「渋川市北橋行政センター管内」
別表第一 埼玉県第一区の項から埼玉県第三区	の項まで同様のよう改める。

戸塚支所管内
鳩ヶ谷支所管内
第三区

「本吉郡を削る。」
黒川郡に改め、同表宮城県第六区の項中
大郷町に改め、同表宮城県第六区の項中
遠田郡
牡鹿郡
本吉郡

第三区
「西白河郡」
別表第三福島県第三区の項中「西白河郡」を
「西白河郡」に改め、同表福島県第四区の項中
矢吹町」

「大沼郡」を「西白河郡」に改める。

別表第一宮城県第一区の項中「太白区」を
別表第四区の項に削る。
「太白区」に改め、同表宮城県第三区の項中
本庁管内」を
仙台市
別表第一栃木県第二区の項中「西方町」を
別表第三区の項中「御前山支所管内」に改める。
「西方町」を
木県第四区の項を次のように改める。

別表第一茨城県第一区の項中「御前山總合支所管内」を「御前山支所管内」に改める。
別表第一「栃木県第二区」の項中「西方町」を「栃木市役所西方総合支所管内」に改め、同表栃木県第四区の項を次のように改める。

町、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝東
町、芝一丁目、芝二丁目、芝三丁目、
四丁目、芝下一丁目、芝下二丁目、芝下
三丁目、大字芝(三千百一番地から三千
百九十八番地までを除く)、芝西一丁目

目、越ヶ谷、越ヶ谷、丁目、越ヶ谷、二
目、越ヶ谷三丁目、越ヶ谷四丁目、越ヶ谷
五丁目、越ヶ谷本町、御殿町、相模町一丁
目、相模町二丁目、相模町三丁目、相模町
四丁目、相模町五丁目、相模町六丁目、相

中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目

別表第一 東京都第五区の項を次のように改め

る。

品川区

品川区品川第一地域センター管内

品川区品川第二地域センター管内

品川区大崎第一地域センター管内

東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五

反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田

二丁目(一番から二十一番までに限る)、

西五反田八丁目(四番一号から四番十三

号まで、五番、六番十号から六番二十三

号まで、七番及び八番に限る)、小山台

一丁目、小山二丁目、荏原一丁目

品川区大崎第二地域センター管内(西五反

田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域

を除く)。

品川区大井第一地域センター管内

品川区大井第二地域センター管内

品川区大井第三地域センター管内

品川区荏原第一地域センター管内

品川区荏原第二地域センター管内

品川区荏原第三地域センター管内

品川区荏原第四地域センター管内

品川区荏原第五地域センター管内

品川区八潮地域センター管内

品川区荏原第六地域センター管内

品川区荏原第七地域センター管内

品川区荏原第八地域センター管内

品川区荏原第九地域センター管内

品川区荏原第十地域センター管内

品川区荏原第十一地域センター管内

品川区荏原第十二地域センター管内

品川区荏原第十三地域センター管内

品川区荏原第十四地域センター管内

品川区荏原第十五地域センター管内

品川区荏原第十六地域センター管内

品川区荏原第十七地域センター管内

品川区荏原第十八地域センター管内

品川区荏原第十九地域センター管内

品川区荏原第二十地域センター管内

品川区荏原第二十一地域センター管内

品川区荏原第二十二地域センター管内

品川区荏原第二十三地域センター管内

品川区荏原第二十四地域センター管内

大田区鶴の木特別出張所管内

大田区千束特別出張所管内

東京都大島支所管内

東京都三宅支所管内

東京都小笠原支所管内

東京都八丈支所管内

東京都小笠原支所管内

品川区

品川区品川第一地域センター管内

品川区品川第二地域センター管内

品川区大崎第一地域センター管内

東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五

反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田

二丁目(一番から二十一番までに限る)、

西五反田八丁目(四番一号から四番十三

号まで、五番、六番十号から六番二十三

号まで、七番及び八番に限る)、小山台

一丁目、小山二丁目、荏原一丁目

品川区大崎第二地域センター管内(西五反

田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域

を除く)。

品川区大井第一地域センター管内

品川区大井第二地域センター管内

品川区大井第三地域センター管内

品川区荏原第一地域センター管内

品川区荏原第二地域センター管内

品川区荏原第三地域センター管内

品川区荏原第四地域センター管内

品川区荏原第五地域センター管内

品川区荏原第六地域センター管内

品川区荏原第七地域センター管内

品川区荏原第八地域センター管内

品川区荏原第九地域センター管内

品川区荏原第十地域センター管内

品川区荏原第十一地域センター管内

品川区荏原第十二地域センター管内

品川区荏原第十三地域センター管内

品川区荏原第十四地域センター管内

品川区荏原第十五地域センター管内

品川区荏原第十六地域センター管内

品川区荏原第十七地域センター管内

品川区荏原第十八地域センター管内

品川区荏原第十九地域センター管内

品川区荏原第二十地域センター管内

品川区荏原第二十一地域センター管内

品川区荏原第二十二地域センター管内

品川区荏原第二十三地域センター管内

品川区荏原第二十四地域センター管内

品川区荏原第二十五地域センター管内

品川区荏原第二十六地域センター管内

品川区荏原第二十七地域センター管内

品川区荏原第二十八地域センター管内

品川区荏原第二十九地域センター管内

品川区荏原第三十地域センター管内

品川区荏原第三十一地域センター管内

品川区荏原第三十二地域センター管内

品川区荏原第三十三地域センター管内

品川区荏原第三十四地域センター管内

品川区荏原第三十五地域センター管内

品川区荏原第三十六地域センター管内

品川区荏原第三十七地域センター管内

品川区荏原第三十八地域センター管内

品川区荏原第三十九地域センター管内

品川区荏原第四十地域センター管内

品川区荏原第四十一地域センター管内

品川区荏原第四十二地域センター管内

品川区荏原第四十三地域センター管内

目黒区

目黒区北部地区サービス事務所管内(上目

黒二丁目(四十七番から四十九番までに限

る)に属する区域に限る)。

目黒区東部地区サービス事務所管内(中目

黒五丁目、下目黒四丁目(二十一番から二

十三番までに限る)、下目黒五丁目(八番

から三十七番までに限る)、下目黒六丁目

及び目黒本町一丁目に属する区域に限る)。

目黒区中央地区サービス事務所管内(目黒

四丁目(六番から十一番までに限る)に属

する区域を除く)。

目黒区南部地区サービス事務所管内

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区代沢まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力まちづくりセンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第七区に属しない区域

第五区

目黒区

第六区

豊島区

川県第十三区の項を次のように改める。

第十三回

老海市

項中「宮前区」を「宮前区」と「第九区に属しない区域」に改める。
別表第一 富山県第一区の項を次のように改める。

第一回

目次

央六丁目、小松原一丁目、小松原二丁目、さがみ野一丁目、さがみ野二丁目、さがみ野三丁目、座間一丁目、座間二丁目、座間入谷、新田宿、相武台一丁目、相武台二丁目、相武台三丁目、相武台四丁目、立野台一丁目、立野台二丁目、立野台三丁目、立野台四丁目、東原一丁目、東原二丁目、東原三丁目、東原五丁目、ひばりが丘一丁目、ひばりが丘二丁目、ひばりが丘三丁目、ひばりが丘四丁目、ひばりが丘五丁目、広野台一丁目、広野台二丁目、綠ヶ丘一丁目、綠ヶ丘二丁目、綠ヶ丘三丁目、綠ヶ丘四丁目、綠ヶ丘五丁目、綠ヶ丘六丁目、南栗原一丁目、南栗原二丁目、南栗原三丁目、南栗原四丁目、南栗原五丁目、南栗原六丁目、明王、四ツ谷

別表第一 神奈川県第十四区の項中「相南二丁目」の下に「(一番から十八番までに限る。)」を、「相南二丁目」の下に「(一番から十一番まで、十七番及び二十五番から二十八番までに限る。)」を加え、「相南四丁目」を「(一番から二十六番まで及び三十四番から四十七番までに限る。)」に改め、「松が枝町」を削り、同表神奈川県第十六区の項中「伊勢原市」を「伊勢原市」に置き、第十三区に属

に改め、同表神奈川県第十八区の

岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬高島町、岩瀬天神町、岩瀬秋浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、牛島新町、牛島町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、打出、打出新、内幸町、梅沢町一丁目、梅沢町二丁目、梅沢町三丁目、上野、上野寿町、上野新、上野新町、永楽町、越前町、江本、荏原新町、姥町、

木町、桜谷みどり町二丁目、桜谷みどり町二丁目、桜橋通り、桜町一丁目、桜町二丁目、山王町、三熊、三番町、七軒町、芝園町一丁目、芝園町二丁目、清水中町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、清水町五丁目、清水町六丁目、清水町七丁目、清水町八丁目、清水町九丁目、清水元町、下赤江、下赤江町一丁目、下赤江町二丁目、下飯野、下奥井一丁目、下奥井二丁目、下熊野、下新北町、下新西町、下新日曹町、下新本町、下新町、下野、下野新、下富居、下富居一丁目、下富居二丁目、下堀、城川原一丁目、城川原二丁目、城川原三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄本町一丁目、新庄本町二丁目、新庄本町三丁目、新庄町一丁目、新庄町二丁目、新庄町三丁目、新庄町四丁目、新富町一丁目、新根塚町一丁目、新根塚町二丁目、新根塚町三丁目、新富居、新保、新名、杉瀬、杉谷、砂町、住吉町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、諏訪川原一丁目、諏訪川原二丁目、諏訪川原三丁目、清風町、関、千石町一丁目、千石町二丁目、千石町三丁目、千石町四丁目、千石町五丁目、千石町六丁目、千成町、千俵町、町、高田、高畠町一丁目、高畠町二丁目、高屋敷、宝町一丁目、宝町二丁目、田刈木、高木西、高木東、高木南、高島、高園町、高田、高畠町一丁目、高畠町二丁目、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、田中町一丁

四丁目、田中町一丁目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町五丁目、田尻西、田尻東、田尻南、田畠、珠泉西町、珠泉東町、手屋、手屋一丁目、手屋二丁目、手屋三丁目、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、千歳町三丁目、千原崎、千原崎一丁目、千原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、中央通り二丁目、中央通り三丁目、中間島、中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、千代田町一丁目、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目、月岡東緑町二丁目、月岡東緑町三丁目、月岡東緑町四丁目、月岡町一丁目、月岡町二丁目、月岡町三丁目、月岡町四丁目、月岡町五丁目、月岡町六丁目、月岡町七丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、月見町三丁目、月見町四丁目、月見町五丁目、月見町六丁目、月見町七丁目、堤町通り一丁目、堤町通り二丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、月見町三丁目、月見町四丁目、月見町五丁目、月見町六丁目、月見町七丁目、天正寺、天正寺一丁目、天正寺二丁目、天正寺三丁目、天正寺四丁目、天正寺五丁目、天正寺六丁目、天正寺七丁目、鶴ヶ丘町、寺島、寺町、寺町けや木台、天正寺、天正寺一丁目、天正寺二丁目、天正寺三丁目、天正寺四丁目、天正寺五丁目、天正寺六丁目、天正寺七丁目、豊丘町、豊川町、豊島町、豊城新町、豊城町、豊田、豊田本町一丁目、豊田本町二丁目、豊田本町三丁目、豊田本町四丁目、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目、豊若町二丁目、豊若町三丁目、永久町、中市、中市一丁目、中市二丁目、長江、長江一丁目、長江二丁目、長江三丁目、長江四丁目、長江五丁目、長江新町一丁目、長江新町二丁目、長江新町三丁目、長江新町四丁目、長江東町一丁目、長江東町二丁目、長江東町三丁目、長江本町、長柄町一丁目、長柄町二丁目、長柄町三丁目、中老田、長岡、長岡新、中沖、中川

原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台二丁目、中島
台一丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四
三丁目、中島四丁目、中島五丁目、中田、中田二丁目、中
田三丁目、中田三丁目、中田三丁目、中田三丁目、中
田一丁目、中富居、中富居新町、中屋、流
杉、鍋田、南央町、西四十物町、西荒屋、
西大泉、西押川、西金屋、西公文名、西公
文名町、西山王町、西新庄、西町、西田地
方町一丁目、西田地方町二丁目、西田地方
町三丁目、西長江一丁目、西長江二丁目
西長江三丁目、西長江四丁目、西長江本
町、西中野本町、西中野町一丁目、西中野
町二丁目、西野新、西番、西宮町、西二
侯、西宮、鰐川、布市、布市新町、布瀬本
町、布瀬町、布瀬町一丁目、布瀬町二丁
目、布瀬町南一丁目、布瀬町南二丁目、布
瀬町南三丁目、布目、布目北、布目西、根
塚町一丁目、根塚町二丁目、根塚町三丁
目、根塚町四丁目、野口、野口南部、野口
北部、野田、野中、野中新、野々上、野
町、萩原、蓮町二丁目、蓮町二丁目、蓮町
三丁目、蓮町四丁目、蓮町五丁目、蓮町六
丁目、旅籠町、畑中、八川、八人町、八ヶ
山、八町、八町北、八町中、八町西、八町
東、八町南、花園町一丁目、花園町二丁
目、花園町三丁目、花園町四丁目、花木、
羽根、浜黒崎、林崎、針日、針原中、針原
中町、晴海台、東石金町、東岩瀬町、東岩
瀬村、東老田、東田地方町一丁目、東田地
方町二丁目、東富山寿町一丁目、東富山寿
町二丁目、東富山寿町三丁目、東中野町一
丁目、東中野町二丁目、東中野町三丁目、
東流杉、東町一丁目、東町二丁目、東町三
丁目、日方江、久方町、日之出町、日俣、
越町、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園

町、藤の木台一丁目、藤の木台二丁目、藤の木台三丁目、二口町一丁目、二口町二丁目、二口町三丁目、二口町四丁目、二口町五丁目、二俣、二俣新町、舟橋今町、舟橋北町、舟橋南町、古鍛冶町、吉川、古沢、古寺、文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、別名、星井町一丁目、星井町二丁目、星井町三丁目、堀、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川本郷、堀川町、堀端町、本郷、本郷島、本郷新、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本郷北部、本郷町、本町、本丸、牧田、町新、町袋、町村、町村一丁目、町村二丁目、松浦町、松木、松木新、松若町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、三上、水落、水橋池田館、水橋池田町、水橋石政、水橋石割、水橋伊勢屋、水橋伊勢領、水橋市江、水橋市田袋、水橋入江、水橋魚躬、水橋大町、水橋沖、水橋肘崎、水橋開発、水橋開発町、水橋鏡田、水橋堅田、水橋金尾、水橋金尾新、水橋金広、水橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋川原町、水橋北馬場、水橋狐塚、水橋小池、水橋恋塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜木、水橋佐野竹、水橋山王町、水橋下段、水橋柴草、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂子坂新、水橋常願寺、水橋小路、水橋中塚、水橋新町、水橋新保、水橋新堀、水橋専光寺、水橋大正、水橋高月、水橋高寺、水橋高堂、水橋館町、水橋田伏、水橋町ヶ原、水橋中馬場、水橋中町、水橋中村、水橋中村町、水橋柳寺、緑町一丁目、緑町二丁目、湊人船町、南金屋、南栗山、南新町、南田町一丁目、南田町二丁目、南中田、宮尾、宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮保、宮町、向新庄、向新庄町一丁目、向新庄町二丁

第六区

目、若竹町六丁目
別表第一愛知県第六区の項を次のように改め
る。

瀬戸市役所水野支所管内

川平町、本郷町(十番)

でに限る。）、十軒町、

卷之三

丁目 内田町二丁目

目、北みずの坂
子目

目

春田丌市

卷一百一十五

三山市

小牧市

別表第一 愛知県第七区の項

三
市

第六区に属しない区域

別表第一 愛知県第七区の項中瀬戸市を
瀬戸市に改め、同表愛知県

第十二区

県第十四区の項中「額田郡」を削り、同表愛知に改める。

別表第一三重県第一区の項を次のように改める。
別表第一兵庫県第五区の項から兵庫県第七区の項までを次のように改める。

第二区 神戸市 兵庫区 北区
西宮市 長田区 西宮市 塩瀬支所管内

山口支所管内

西宮市

みなし、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

附則に次の二条を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第五条の二(第三項中「又は総合区」を「(総合区)を含む。次項及び第五項において同じ。」に、「数町村」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条第四項中「又は総合区」を削り、「数町村」を「数市町村又は指定都市の数区」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条に次の二項を加える。

指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第五条の三第二項から第四項まで、第十六条の一(第二項及び第五十四条第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第七条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改定する。

第十九条中「数開票区」を「開票区」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十九年六月十四日印刷

平成二十九年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇